２０２１年４月現在

自由金利型定期預金規定

第１章　非自動継続型

１．（預金の支払時期）

自由金利型定期預金（以下、本章において「この預金」といいます。）は、証書表面または通帳記載（以下、あわせて「表面記載」といいます。）の満期日以後に利息とともに支払います。

２．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、本章において「約定日数」といいます。）および表面記載の利率（以下、本章において「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応　当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払　日の前日までの日数および表面記載の中間利払利率によって計算した中間利払　額（以下、本章において「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた　利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を定期預金共通規定第５条第１項、第３項または第４項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下、本章において「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、本章において「預入日数」といいます。）　および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当金庫が定めた日からとします。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の１か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の②の方式による利率と解約日における普通預金利率のうち、最も低い利率とします。

② 預入日の１か月後の応当日以後に解約する場合には、次のアおよびイの算式により計算した利率（小数点第４位以下は切捨てます。ただし、計算した利率が解約日における普通預金利率を下回るときは普通預金利率とします。）のうち、いずれか

低い利率。

ア．次の預入期間に応じた算式により計算した利率

Ａ．預入日の１か月後の応当日から３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a．１か月未満	解約日における普通預金の利率
b．１か月以上１年未満	約定利率×５０％
c．１年以上３年未満	約定利率×７０％

Ｂ．預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a．１か月未満	解約日における普通預金の利率
b．１か月以上１年未満	約定利率×１０％
c．１年以上１年６か月未満	約定利率×２０％
d．１年６か月以上２年未満	約定利率×２０％
e．２年以上２年６か月未満	約定利率×４０％
f．２年６か月以上３年未満	約定利率×４０％
g．３年以上４年未満	約定利率×７０％

Ｃ．預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a．１か月未満	解約日における普通預金の利率
b．１か月以上１年未満	約定利率×１０％
c．１年以上１年６か月未満	約定利率×２０％
d．１年６か月以上２年未満	約定利率×２０％
e．２年以上２年６か月未満	約定利率×３０％
f．２年６か月以上３年未満	約定利率×３０％
g．３年以上４年未満	約定利率×５０％
h．４年以上５年未満	約定利率×７０％

Ｄ．預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a．１か月未満	解約日における普通預金の利率
b．１か月以上１年未満	約定利率×１０％
c．１年以上１年６か月未満	約定利率×２０％
d．１年６か月以上２年未満	約定利率×２０％
e．２年以上２年６か月未満	約定利率×３０％
f．２年６か月以上３年未満	約定利率×３０％
g．３年以上４年未満	約定利率×５０％
h．４年以上５年未満	約定利率×７０％

（基準利率－ 約定利率）×（約定日数一預入日数）

イ．約定利率－ ―――――――――――――――――――――――――――――――――

預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

（４）この預金の付利単位は１００円とし、１年を365日として日割で計算します。

第２章　自動継続型

１．（自動継続）

（１）自動継続自由金利型定期預金（以下、本章において「この預金」といいます。）は、表面記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．（利息）

（１）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下２．（１)および（２）において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下、本章において「約定日数」といいます。）および表面記載の利率（継続後の預金については前記１．（２）の利率。以下、本章においてこれらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および表面記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、本章において「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

（２）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ

入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

（３）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（４）この預金を定期預金共通規定第５条第１項、第３項または第４項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下、本章において「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数（以下、本章において「預入日数」といいます。） および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。

この場合の新利率の適用は、当金庫が定めた日からとします。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息が複数ある場合には各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の１か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の②の方式による利率と解約日における普通預金利率のうち、最も低い利率とします。

② 預入日の１か月後の応当日以後に解約する場合には、次のアおよびイの算式により計算した利率（小数点第４位以下は切捨てます。ただし、計算した利率が解約日における普通預金利率を下回るときは普通預金利率とします。）のうち、いずれか低い利率。

ア．次の預入期間に応じた算式により計算した利率

Ａ．預入日の１か月後の応当日から３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a．１か月未満　　解約日における普通預金の利率

b．１か月以上１年未満　　約定利率×５０％

c．１年以上３年未満　　約定利率×７０％

Ｂ．預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a．１か月未満　　解約日における普通預金の利率

b．１か月以上１年未満　　約定利率×１０％

c．１年以上１年６か月未満　　約定利率×２０％

d．１年６か月以上２年未満　　約定利率×２０％

e．２年以上２年６か月未満　約定利率×４０％
f．２年６か月以上３年未満　約定利率×４０％
g．３年以上４年未満　約定利率×７０％

C．預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a．１か月未満　解約日における普通預金の利率
b．１か月以上１年未満　約定利率×１０％
c．１年以上１年６か月未満　約定利率×２０％
d．１年６か月以上２年未満　約定利率×２０％
e．２年以上２年６か月未満　約定利率×３０％
f．２年６か月以上３年未満　約定利率×３０％
g．３年以上４年未満　約定利率×５０％
h．４年以上５年未満　約定利率×７０％

D．預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a．１か月未満　解約日における普通預金の利率
b．１か月以上１年未満　約定利率×１０％
c．１年以上１年６か月未満　約定利率×２０％
d．１年６か月以上２年未満　約定利率×２０％
e．２年以上２年６か月未満　約定利率×３０％
f．２年６か月以上３年未満　約定利率×３０％
g．３年以上４年未満　約定利率×５０％
h．４年以上５年未満　約定利率×７０％

イ．約定利率 ＝ $\dfrac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

（５）この預金の付利単位は１００円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

第３章　規定の適用

１．（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定、休眠預金活用法に関する規定および盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約により取扱います。

以上